

長崎市スポーツ少年団団員表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市スポーツ少年団の方針に沿った活動を行っている団員の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、優秀団員表彰（以下「優秀団員賞」という。）とする。

2 優秀団員賞は、本市スポーツ少年団の方針に沿って年間を通して活動した団員に与えるものとする。

(表彰審査委員会)

第3条 表彰審査委員会を長崎市スポーツ少年団本部（長崎市魚の町5番1号 長崎市市民生活部スポーツ振興課内）に置く。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年度9月に行う。ただし、表彰審査委員会が必要と認めるものについては、この限りではない。

(表彰の基準)

第5条 次の第1号から第3号までを全て満たしている者若しくは第4号に該当する者の中から、次条の推薦を受けた者とする。

(1) 本市スポーツ少年団に登録して、3年以上の者

(2) 前年度、本市スポーツ少年団の交流活動（交歓会、クリーン作戦、体力テスト会及びリーダー研修会）に2回以上参加している者

(3) 一度も本表彰を受賞したことがない者

(4) 前2号に定めるもののほか、日常生活及び団活動で特に目立った善行を行った者で、指導者協議会会長が表彰の対象と認める者

2 推薦に際しては、単に競技成績の優秀な団員を推薦するのではなく、スポーツ少年団の幅広い活動に対して、地道に活動したり、自分の力を伸ばしたり、他の者のために頑張ったりした団員を推薦するなど配慮すること。

(推薦手続)

第6条 推薦手続については、次の各号のとおりとする。

(1) 毎年度定められた期日までに、各単位団代表指導者及び母集団代表者が優秀団員表彰推薦調書（第1号様式）により事務局へ提出するものとする。

(2) 推薦できる団員は、原則各単位団1名とする。ただし、前条第4号に該当する団員が複数いる場合はこの限りではない。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、表彰審査委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

優秀団員表彰推薦調書

(ふりがな) 被表彰者氏名						推薦 順位	
生年月日	年 月 日生	年齢	満 歳	性別	男 ・ 女		
現 住 所	〒		電話番号		—		
単位団名	スポーツ少年団		学校名 (学年)		(年)		
推薦理由							
他の表彰歴							
その他 参考事項	スポーツ 少年団 登録年数		前 年 度 参加した 交流活動	交歓会 クリーン作戦 体力テスト リーダー研修会		() () () ()	
	特に目立った善行 (表彰規程第5条第4号該当)						
長崎市スポーツ少年団団員表彰規程第5条の規定により推薦いたします。 令和 年 月 日 単位団名 代表氏名 印 長崎市スポーツ少年団 本部長 様							